大田区における撮影支援・協力に係る遵守事項同意書

　大田区は、区内施設等で行う撮影等の支援・協力を円滑に行うために、制作者のみなさまに以下の事項の遵守をお願いしています。

遵守事項に反する行為があった場合には、大田区として支援・協力はできかねますので予め御了承ください。

１　制作に係る代表者（責任者）の氏名・連絡先を明らかにし、下記に署名をしてください。

２　大田区との連絡担当者を定め、撮影等に係る進捗状況を適宜大田区産業振興課に報告してください。

３　撮影等に当たっては、施設管理者、撮影協力者等と十分に協議をしてください。

４　施設管理者、撮影協力者等から示された撮影等に係る条件については、厳守してください。

また、撮影等に係る法令等は遵守するとともに、必要な申請・手続等は遺漏なく行ってください。

５　撮影等に際し、騒音や夜間照明等により現場周辺の住民生活に支障が生じることが想定される場合は、理解・協力が得られるよう、事前に周辺住民に対し、説明をお願いします。

また、周辺住民への影響を最小限にとどめるための配慮をお願いします。

６　撮影等を中止し、又は撮影等の日時、内容等を変更したときは、速やかに施設管理者、撮影協力者等に報告するとともに、大田区産業振興課にも報告をお願いします。

７　撮影等に際して、施設・物品等を破損した場合は、大田区産業振興課に報告するとともに、弁償等の適切な対応をお願いします。

８　事故・トラブルが発生しないよう安全対策には万全を期してください。万が一、事故・トラブルが発生した場合は、製作者の責任において、速やかに対応してください。

９　撮影等に起因して生じた損害について、大田区、施設管理者、撮影協力者等は、一切の責任を負いません。

10　大田区は、施設管理者、撮影協力者等からの撮影許可が得られなかった場合を含め、撮影等に関する相談や情報提供等の支援内容について、一切の責任を負いません。

11　撮影等の終了時には、施設・場所の原状回復及び清掃を行ってください。

12　撮影等に際し生じる諸費用は、制作者が負担してください。

13　大田区は、制作者に紹介した施設、関係者等と制作者との間における契約等について、責任を負いません。

14　大田区暴力団排除条例（平成24年条例第38号）に規定する暴力団員及び暴力団関係者でないこと並びにこの撮影等が暴力団の活動を助長しないこと及び暴力団の運営に資することがないことを誓約してください。

15　撮影協力として、大田区及び撮影協力施設の名称をクレジット表示してください。

なお、クレジットの表記内容については、事前に御確認ください。

16　大田区のホームページやパンフレットに掲載可能なロケ風景写真、撮影裏話、宣伝用写真、放映・公開情報、出演者情報等を可能な範囲で御提供ください。

上記遵守事項に同意し、署名します。

　　　　　　　　　　　年　　月　　日

住所（又は法人所在地）

団体名（又は会社名）

代表者（責任者）名／役職　　　　　　　　　　　　　　　　／

電話番号